

ソニー科学教育研究会 2025 規約

(名称)

第1条 この会は、ソニー科学教育研究会（略称 SSTA）といます。

(目的)

第2条 この会は、公益財団法人ソニー教育財団（以下、財団）と連携を図りながら、科学が好きな子どもを育てる教育を推進する会員相互の研究・研修活動の交流を密にし、我が国の科学教育の振興と科学的文化の発展に寄与することを目的とします。

(会員)

第3条 この会は、その趣旨に賛同するものをもって会員とします。

- 1 個人会員
- 2 エリア会員 支部が開設されていない地域で、志のある者（近接支部に所属する）
- 3 特別会員 この会の活動に特に寄与する法人・団体で常任理事会の推薦するもの
- 4 名誉会員 この会の育成に顕著な業績がある個人で常任理事会において推挙するもの

(活動)

第4条 この会は前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- 1 研究会・研修会等の研究活動
- 2 研究活動・内容等の交流と、これらを活性化する情報発信活動
- 3 会員や支部の研究・研修活動等の支援
- 4 その他この会の目的に適した支援

(役員)

第5条 この会には、役員を置くことができます。

- 1 この会に次の役員を置きます。
 - a 理事長
 - b 副理事長
 - c 理事
 - d 常任理事

(役員の選任)

第6条 役員の選出は次のとおりとします。

- 1 理事は各支部で選ばれる支部長をもってこれに当てます。但し、支部長は小・中学校の管理職または各教育委員会または行政機関課長補佐級以上に限るものとします。
- 2 この会の業務執行を担当する常任理事は各支部の校長・各教育委員会または行政機関課長級以上の中からエリアで推薦し、常任理事連絡会から提案し、総会で承認されるものとします。但し、常任理事は18名を超えないものとします。
- 3 常任理事連絡会で常任理事の中から理事長を選出し、総会で承認するものとします。
- 4 理事長は常任理事の中から副理事長、エリア担当を任命することができます。
- 5 エリアは以下のように設定します。
 - (1)北海道・東北
 - (2)関東・甲越
 - (3)中部
 - (4)近畿
 - (5)中国・四国
 - (6)九州・沖縄

- 6 理事長は理事長補佐及び本部事務局を任命することができます。
- 7 理事長に事故等あった場合、常任理事会の承認をもって、副理事長が代理・代行をします。理事長補佐は理事長の代行はできないものとします。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は次のとおりとします。

- 1 役員の任期は、原則として1か年とします。但し、再任を妨げないものとします。
- 2 理事長・副理事長は、1年以上の常任理事経験者とします。
- 3 補欠が生じた場合の任期は、残任期間とします。
- 4 役員が任期中に管理職を辞する場合、退任するものとします。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとします。

- 1 理事長はこの会を代表し、この会の活動を総括します。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、会の企画研修・組織運営の推進を図ります。
- 3 常任理事はこの会の重要事項について審議し、運営にあたります。
- 4 理事はこの会の運営について審議します。
- 5 理事長補佐は、理事長の命を受け、SSTA を代表して財団との連絡・調整等を図ります

(会議)

第9条 会議は次のとおりとし、理事長が招集します。

- 1 総 会 重要事項（規約の改正・役員承認・SSTA の改廃等）を審議します。総会は代議員制とし、代議員は理事及び常任理事をもって行います。但し、臨時総会を開催することもあります。（議決権有）代議員の3分の2をもって成立とし、過半数をもって議決とします。
- 2 全国理事会 毎年2回程度開催します。予算、SSTA 活動計画等（全国理事・常任理事：議決権有、代議員の3分の2をもって成立とし、過半数をもって議決とします）財団は議決権を持たない。
- 3 常任理事会 毎年2回程度開催します。（常任理事・財団）議決無
- 4 常任理事連絡会 必要に応じて開催します。（常任理事）総会・全国理事会への重要提案事項の審議、総会・全国理事会決定事項の執行及び緊急の案件を具体的に決定します。緊急の案件については、全国理事会にて報告いたします。
- 5 全国三役会議 毎年2回程度開催します。三役を支部長・事務局長・研修リーダーとし各支部で選任します。（全国に関する連絡事項伝達）

(企画運営委員会)

第10条 この会に企画運営委員会を置きます。

- 1 企画運営委員会は、常任理事会の傘下に置き、委員長・副委員長・委員を置きます。
- 2 委員長は副理事長とし、副委員長（4名）、委員を任命し、常任理事連絡会で承認し、総会にて決定します。

- 3 委員会は常任理事会の承認のもと、この会の研究・研修に関する内容や活動を企画・運営します。
- 4 企画運営委員会は、毎年1回程度開催します。日常的な委員会の活動はオンライン会議をもって充てます。

(支部)

第11条 この会には支部を設置することができます。

- 1 原則として都道府県単位とし、個人会員数は5名以上とします。
- 2 支部には支部長・事務局長・研修リーダー等を置き、支部において選任します。
(詳細については職務分掌規程に定めます)

(事務局)

第12条 この会に事務局を置きます。

- 1 事務局には、本部事務局とエリア事務局を置きます。
- 2 本部事務局には、事務局長を置き、理事長が任命します。本部事務局長はエリア事務局を統括します。
- 3 エリア事務局は全国の支部を別途常任理事会で定める6つのエリアに分け、それぞれのエリアに置きます。
- 4 エリア事務局は、常任理事が所属している支部のいずれかに置くものとします。
- 5 エリア事務局に関する必要な事項は、常任理事会又は常任理事連絡会において決定します。

(会計)

第13条

- 1 この会の経費は会費その他の収入によります。会費の額は全国理事会において決定します。
- 2 この会の支部活動に関わる支部会費は各支部に委ねるものとします。
- 3 この会の各エリア活動に関わる会計は各エリアに委ねるものとします。
- 4 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとします。
- 5 会計監査は外部監査（他団体）とします。

(その他)

第14条 この会に顧問を置くことができます。

顧問は常任理事会の推薦により、理事長が委嘱します。

(規約改正)

第15条 この会の規約改正は総会において決定します。

補則 1 この規約は、平成14年4月1日から施行します。

補則 2 規約第13条による個人会費の額を次のとおりとします。

- a 本部納入金 会員1名につき年額1,000円とします。
- b 支部会費 各支部で決定します。

補則 3 第6・7条、及び12条は、平成17年度に改正し、平成18年4月1日より施行しま

す。

第10条は、平成20年度に改正し、平成21年4月1日より施行します。

第5条、第6条、第7条、第8条は、平成21年に改正し、平成21年8月2日より施行します。

第11条2項5項は、令和2年11月1日に改正し、令和3年4月1日より施行します。

補則 4 ソニー科学教育研究会規約2022は、令和4年3月26日に改正し、令和4年4月1日より施行します。

補則 5 ソニー科学教育研究会規約2024は、令和6年6月1日に改正し、令和6年6月1日より施行します。

補則 6 ソニー科学教育研究会規約2025は、令和7年6月18日に改正し、令和7年6月18日より施行します。